

京都市特定環境保全公共下水道事業分担金の免除の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市特定環境保全公共下水道事業条例（以下「条例」という。）第28条及び京都市特定環境保全公共下水道事業条例施行規程第22条に規定する分担金の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(免除の申請)

第2条 分担金の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、私有地内における京都市特定環境保全公共下水道施設の設置等に関する要綱第3条の規定による公共ます等の設置を依頼する時に、京都市特定環境保全公共下水道事業分担金免除申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類のいずれかを添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 生活保護受給証明書
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等に基づく支援給付受給証明書

(免除の承認・不承認及びその通知)

第3条 管理者は、前条の規定による書類の提出があった場合において、申請者が次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすと認めるときは、条例第28条の規定による免除の承認を決定し、京都市特定環境保全公共下水道事業分担金免除(承認・不承認)通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

- (1) 現に生活保護法の規定による保護を受けていること。
 - (2) 現に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付若しくは改正法附則第2条第3項に規定する支援給付を含む。)を受けていること。
- 2 管理者は、前項の場合において、申請者が前項各号の要件をいずれも満たしていないと認めるときは、条例第28条の規定による免除の不承認を決定し、京都市特定環境保

全公共下水道事業分担金免除（承認・不承認）通知書により、申請者に通知するものとする。

（標準処理期間）

第4条 管理者は、第2条の規定による申請があったときは、同条に規定する書類の全てが事務所に到達した日から起算して20日以内に、前条に規定する決定をするものとする。

（免除の承認の取消等）

第5条 管理者は、第3条第1項の規定による免除の承認の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消し、免除した分担金を一時に納入させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により免除の承認を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (3) その他、この要綱に違反したとき。

2 管理者は、前項の規定により免除の承認を取り消したときは、第3条第1項の規定による免除の承認の通知を受けた者に対し、速やかにその旨及び分担金を一時に納入する旨を通知するものとする。

附 則

この要綱は、決定日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

検針区	使用者コード	水栓番号

(削除)

年 月 日

京都市特定環境保全公共下水道事業分担金免除申請書

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

申請者（納入義務者）

〒

住 所

ふりがな

氏 名

電話番号 — —

京都市特定環境保全公共下水道事業条例第28条及び京都市特定環境保全公共下水道事業条例施行規程第22条の規定により、分担金の免除を申請します。

免除を受けようとする理由

(理由を詳しく記入のうえ、その理由を説明する書類を添付してください。)

第2号様式（第3条関係）

検針区	使用者コード	水栓番号

年 月 日

京都市特定環境保全公共下水道事業分担金免除（承認・不承認）通知書

申請者（納入義務者）

住 所

氏 名 様

京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日付で申請のありました分担金の免除については、京都市特定環境保全公共下水道事業分担金の免除の取扱いに関する要綱第3条に基づき、次のとおり、通知します。

- 申請のとおり、承認します。
- 下記の理由により、不承認とします。

記

不承認の理由

（教示）

- この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市公営企業管理者上下水道局長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- また、この通知を受け取られた日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市公営企業管理者上下水道局長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。